

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成26年11月28日（金）15:10～15:58
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授  
委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション 代表取締役社長  
委員 原 英史 株式会社制作工房 代表取締役社長

#### <提案者>

- 藤田 礼子 成田市副市長  
五十嵐 昭夫 成田市経済部卸売市場長  
木下 敬 成田市企画政策部企画政策課長補佐

#### <関係省庁>

- 廣山 久志 農林水産省水産庁魚政部加工流通課水産物貿易対策室長  
森下 興 農林水産省食料産業局輸出促進グループ海外輸入規制対策室長  
齋藤 和久 財務省関税局監視課長  
堀田 秀之 財務省関税局業務課長

#### <事務局>

- 内田 要 内閣府地域活性化推進室長  
藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 輸出手続のワンストップ化の実現（東京圏）
- 3 閉会

---

○藤原次長 続きますは、これは東京の区域会議で、追加項目の中で（8）と書いていますが「輸出手続のワンストップ化の実現」でございます。

これにつきまして成田市の方々からお話をいただいた上で、関係省庁の御見解を聞くという形にさせていただきます。

それでは、八田座長よろしくお願いたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくださいましてありがとうございます。

それでは成田市さん、どうぞよろしく申し上げます。

○藤田副市長 ありがとうございます。

成田市の副市長の藤田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

今、配られている資料のクリップを外していただきますと、まず「エアポートシティの実現を目指して」という一枚紙があるかと思ひますけれども、これは我々のほうで出しております国際医療学園都市構想及びエアポート都市構想の全体像なのですけれども、我々の考え方としては、空港とその周辺地域の人や物の流れについて、今回の規制緩和でその移動を円滑化することで、きょうのテーマでございます卸売市場の農産物輸出拠点化を行うとか、その他のさまざまな施策をやりたいと考えておりまして、この全体像の中の一つとしてやらせていただきたいというものでございます。

詳細は、この「輸出手続き規制緩和案」というもので御説明させていただければと思ひます。

事前に追加提案検討用調書も配付させていただきまして、全体像がわかりにくいという御指摘がございましたので、それもあわせてお話できればと思っております。

まず、今回の輸出拠点化をなぜ我々がやろうと考えているかということですが、日本の食文化がユネスコ無形文化遺産に登録されるなどで注目も高まっており、TPPの関係もあって、農産物の輸出を2020年までに倍増の1兆円にしようという政府の目標を立てていらっしゃるかと思ひますけれども、それをやる上で、実際には農産物の輸出がなかなか進まない課題がいろいろあるかと思ひます。

輸出に消極的な事業所が多い理由としては、1つ目は物流コストが高くて、小口では売りにくいということ。

それから、鮮度が重要であるのだけれども、通関や検疫、その他さまざまな手続に時間を有してしまうこと。

3つ目としては、そういった各種手続が非常に複雑で、また検査費用も負担となって、そういう意味でなかなか取り組みにくいところがございます。

これらを解決して「いつでも、誰でも、小ロットでも」輸出が可能になるようなことをするためには、輸出拠点というものの整備が必要なのだろう。

しかしながら、日本の中ではそういった輸出拠点というものはございませんので、我々としてはそれを成田市場の中において整備していきたいという提案をさせていただいたところでございます。

次の3ページ目でございますけれども、なぜ成田に置くかということですが、それは日本随一の国際空港である成田空港に近接しているところに成田市場があるということ、またLCCで全国が結ばれるようになりましたし、さらに道路についても圏央道が延伸されてまいりまして、非常に便利になった東北・関東甲信越からの物が持って来られる、都心の渋滞を避けられるというところがございます。

そういった中で、やるべきことは何かというのはこの輸出拠点化の内容ということでは

けれども、1つ目のところは卸売市場というものを活用した集荷機能によって、東日本全体から物を持ってきて安定供給させようというところが1点目です。

2点目が今回のメインのところですがけれども、手続は検疫、通関、産地証明、放射性物質検査、爆発物検査などさまざまなものがございましてけれども、それをワンストップ化することで輸出の手続の迅速化を図るとともに、事業者の手続負担を軽減したいと考えております。

3つ目ですがけれども、こちらは展示施設、販売施設を設置して海外バイヤーと商談・交流ができるような輸出ビジネス拠点化をしていきたい。

4点目ですが、この輸出拠点の場所を保税地域とすることで、空港内に行ったときにはフォワーダーの上屋は省略する。ここで物量のある程度確保することで、仕向地・温度帯別のコンテナ混載をするということで物流コストを低減したい。そういうことを全体像として考えております。

そのイメージを書いたものが下の4ページ目のところでございますけれども、今回の中心のところは通関、検疫の絵がございましてけれども、税関職員の方の派遣費用を免除していただきたい、また公設卸売市場に早朝、深夜や休日も含めて派遣をしていただきたい、また、さまざまな輸出証明について市に権限委譲をしていただきたいと思っております。

さらに海外との関係ですがけれども、日本の中でこういったことをやっても海外でもう一回仕向地で検査を受けるということになりますと、そこでまた時間的なロスであったり物のロスであったりございまして、できれば海外の検査官にもこちらに常駐していただいて検査をすることで、仕向地の検査をなくしてしまう。あるいは向こうの検査官に、日本の検査官を研修していただいて、それで海外で検査したのと同じような状況にしていけないかということを考えております。

そういった御提案をしていましたところ、5ページ目のところですが、今回東京圏の区域会議で、区域計画の素案を政府の側から出していただきましたけれども、この(8)の輸出手続のワンストップ化というところで、さまざまな証明の権限を市に委譲する、また税関職員の派遣費用を無償化するということについて、検討して結論を得るとしていただいたところでございます。

これを受けまして、我々は6ページ目のところですが、早速「成田市場輸出拠点化研究会」というものを立ち上げまして、右側の表に示しました関係者、参加者、関係行政機関、空港会社、農業生産者、卸売事業者、物流事業者を集めまして、具体的にどうやったら輸出拠点のシステムが回るのかということについて、研究をさせていただいております。2月には取りまとめを行っていきたくと考えております。

その次の7ページ目のところですが、これが一番今回の大事なページかと思っておりますけれども、繰り返しになりますが、まずAのところ「税関職員の派遣費用の免除」をお願いしたいということですが、植物防疫官については今でも派遣費用無償でやっていたらということございまして、もし物の量が集まるのであれば早朝などでも対応可能ですよ

という話をいただいておりますが、税関の職員の方にも同様の対応をしていただけないかというのが1点目でございます。

それからBのところですが、時間帯についても9時30分から18時15分とかそういう時間帯ということでもなく、市場の場合は早朝から動いておりますし、土日なども動いておりますので、そういうところでも対応をしていただきたいというところです。

また、動物検疫についても、今は派遣ということはやってらっしゃらない。今は特定の場所でやることになっているかと思っておりますので、それを来ていただきたいと思っております。

それからCですが、先ほど申し上げたものですが、輸出証明書の手続を市に委譲していただきたい。

また、Dとしては仕向地検査の国内実施ということで、これら4点についてぜひともお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは財務省さん、農水省さんから説明をお願いします。

○堀田課長 財務省関税局業務課長の堀田でございます。

今日はお招きいただきまして、このような説明の機会をいただきましてありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

国家戦略特区の取り組み、それから皆様の御関心の貿易円滑化の取り組みは、我々の目標の大変重要な一つでございます。財務省としても日夜その達成のために努力しておりますのでございます。

今回の提案でございますが、先日事前にいただいたものから本日御説明いただいたものを今拝見いたしました。少し具体化されておるところもありまして大変参考になります。さらに具体的な御要望を承って御相談をさせていただきたいと考えております。

その上で基本的なところを本日は御説明させていただきたいと思っております。「輸出通関の流れ」と書いてあるトラックの絵がある1枚の紙がございますが、これをご覧いただきたいと思っております。

基本的に貨物を輸出しようとするときは、税関へ輸出の申告を行うこととなりますが、本日、保税地域というお話もありましたが、このやや真ん中右のところに家の絵がございますが、ここより右が保税地域でございます。要するに外国貨物の扱いができる場所ですが、輸出許可後はこの保税地域になければならないというところがございます。

現在は、輸出申告は貨物が保税地域に置かれる前でもできることになっています。恐らく申告の際は、通関業者を使われていると承知しておりますが、通関業者にオンラインで税関とつながっているNACCSというシステムがございますので、オンラインでボタン1つで申告できるということになっております。

その際に、その輸出する貨物が検査を受けるべきか否かというのも基本的に即時にわか

るということでございます。

その際に保税地域になければならないというところがわかりにくいところだと思うのですが、本日の話は輸出のお話でございますけれども、輸入にしてもそうなのですが、輸入を許可する前あるいは輸出を許可した後の場合には、荷物がその後すりかえられて別のものが輸出されたり、入ってきたものと別のものが国内に運び込まれたりすると困るわけでございます、そのために厳格に管理した保税地域というものが必要であると理解しております。

例えば兵器ですとか、麻薬、覚醒剤といった社会悪、あるいは有害動植物のような、これは経済産業省、農林水産省、厚生労働省、その他のいろんな役所の所管法令で輸出入を禁止されたりしておりますが、そういったものを我々税関でまとめて現場で管理させていただいているということでございます。

現状において何か税関手続がスピーディーな輸出通関の妨げになっているとは思っておりませんが、それでもなお本日のお話のように、市場を保税地域にするという選択肢もあり得るのではないかと考えております。

○齋藤課長 財務省関税局監視課長の齋藤でございます。

私からは堀田のほうから申し上げたことに加えまして、今日明らかにしていただいた、ここの施設自体を保税地域にするという前提でお話をさせていただきます。

資料でございます税関職員の派遣という制度は、保税地域と税関官署が非常に遠いので一々検査がある場合に行ったり来たりするのがお互い非常に煩雑で、移動するだけで大変なようなところについて、税関職員を保税蔵置場の近くに配置するという制度でございます。

ただ、この成田の施設の場合は車で15分のところに、既に成田航空貨物出張所という税関の官署がございます。そこで輸出通関は全て行えるようになっておりまして、さらに先ほど申しましたように、申告がNACCSでペーパーレスで全てできてしまうわけですし、申告をするために税関官署に行く必要はありません。申告自体もNACCSでペーパーレスでできますが、添付書類がある場合でも、その添付書類をNACCSでPDFファイルを送ることが可能です。

さらに農産物ということだと検疫所の検疫が関係すると思えますけれども、検疫の証明もNACCSで電子的にマッチングすることによって、税関に来て手続をしていただくということは一切ございません。ですから、そういう意味では全くペーパーレスで輸出申告をして許可を受けることができます。

さらに、輸出申告に係る貨物について検査があったときには、税関から税関職員が保税蔵置場へ行って検査をすればいいだけのことで、そのときには費用がかかりません。税関職員を派遣して常駐までさせることはお考えにならなくてもいいのではないかと気がいたします。

○八田座長 それでは、一つ一ついきますか。

今のことについてはそれでよろしいですか。

○藤田副市長 ありがとうございます。

申告がNACCSでできるということは我々ももちろん承知しております。許可が自動的に出るかどうかというのは、区分1、2、3とあって、区分1の場合には許可が出るけれども、区分2ということで書類審査が必要で税関に行く必要である、あるいは区分3ということで農産物自体も見えていただく必要があるということだと思っております。

そこについてどういう場合に区分2になり、区分3になるのかというのは正直、余り大っぴらにできないことなのだと思いますけれども、そういう意味において申請をする側からすると、不安定な面があるということかと私どもは思っております。

そのパーセンテージでは確かに数パーセントの範囲だとは思いますが、今回の輸出拠点化の一つの考え方としては、いろんな手続があり、税関さんのものだけではなくほかのものも含めて全てが非常に煩雑である。それをいかにワンストップにして、輸出する気持ちにしていくかということもございまして、とにかくここに来ればワンストップで全部できるのだと。

おっしゃるとおり、確かに常駐である必要はないのかもしれませんが。派遣していただければいいのだと思いますけれども、そのようなワンストップでできるという体制を輸出の促進のために御協力いただけないだろうかというのが我々の主張でございます。

○八田座長 今のはちょっと細かいところですが、要するにNACCSでペーパーレスでできるのではないかと。だから、基本的には派遣すら要らないのではないかと。

○藤田副市長 というお話ですが、その申告、申請は完全に電子化ですが、それが実際に許可される時には電子的にできる場合と、税関に書類審査のために行かなければいけない場合や、実際に農産物を持っていかなければならない場合がございます。

○八田座長 頻度はかなり多いのですか。

先ほどの話ではほとんどないように。

○藤田副市長 その頻度自身は多くはないです。パーセンテージ的には少ないと思いますけれども、これからももちろん輸出をする回数というのは当然増やしていくべく考えている中でどれだけ増えてくるのかという話はあるかと思ったり、もちろん常駐でなくても派遣という形で、わかったときに市場に来ていただくということでももちろん構わないと思いますので、それは農産物の輸出の量であるとか、頻度であるとか、そういうことにあわせて対応をしていただければいいのではないかと思っております。

○八田座長 そうすると一つは、ふだんは何もしなくていいけれども、追加の税関に行かなくてはいけないと。それは頻度の問題ですが、そういうときにはいらしていただく。あるいはこっちが行くときの費用負担をどこかがすればいいですね。いらしていただくのも費用負担してもいいですよ。

要するに、そこら辺の費用負担の可能性はどの程度多いのかだけでも、言ってみれば保険みたいなものがあればいいわけですね。いざとなつてコストがかかったら嫌だなとい

うことなのでしょうから、そういうことは全て頻度にかかっていると思いますけれども、  
どうでしょうか。

○堀田課長 ありがとうございます。

今副市長のお話にて区分2で書類審査になると行かなくてはいけないというお話がございました。そこはより詳しく申し上げますと、昨年からそこも全部電子的にPDFにさせていただいて、NACCSで送っていただければ済むようにしております。

我々も電子化を進めるべきだということで改革を進めておりまして、平成29年にNACCSが次のシステムに生まれ変わる準備を今しておりますが、そこに向けて電子化を進めようということで日夜努力しております。今はもう半分以上電子的に全て、書類審査になったとしてもNACCSで電子的な提出をいただいています。

ただ、輸出入者の方あるいは通関業者の方の中には、一々PDFにして送るよりも持って行ったほうが早いのだという方がいらっしゃるのも事実でございます。

ですから、そういう面で今の時点でまだ100%には到達していませんが、そこもNACCSのあるところからであればどこからでも電子的に済ませることが可能となっております。

○八田座長 これは既にそうなっているのですか。

○堀田課長 はい。そうしてございますので、ぜひそのお取り扱いを税関といたしましてもお願いいたしたいと思っております。

それから、現物検査だけはこれは電子的にすることは不可能でございますので、今お話のようなことになるのだと思います。

ありがとうございます。

○八田座長 どうぞ。

○藤田副市長 仮に区分3に当たる場合、その都度で検査に来ていただけたとした場合においても5万6,900円という費用は。

○齋藤課長 それはかかりません。保税地域にある貨物について輸出申告をして、その申告に係る貨物が検査の対象になって、税関が保税地域に行って検査を行う場合には、派遣費用はかかりません。

○藤田副市長 わかりました。失礼いたしました。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、次に新しい状況もあったということですね。

それでは、農水省さんお願いします。

○森下室長 私、農林水産省輸出促進グループ海外輸入規制対策室の森下と申します。

きょうはこのような機会を与えていただきましてまことにありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

御説明いただきました中に、輸出食品に係る産地証明、あるいは放射性物質の検査証明書に関する、いわば今国がやっている証明書の発行権限を市町村に委譲していただけないかという御提案があったかと理解をしております。この点につきましては、私のほうから

御説明をさせていただきたいと思っております。

御承知のとおり、2011年3月に福島原発事故の発生がございました。これに伴いまして、多くの海外の国、地域が我が国の農林水産物あるいは食品に対しまして、大変強い輸入規制を実施しております。

輸入規制というのはいろいろあるのですけれども、輸入そのものをとめる措置に加えまして、何らかの証明書をつけてくれたら輸出してもいいよという措置もございます。

こういった放射性物質の検査証明書、あるいは産地証明書の書類を添付しなさいという提出を義務づける措置が輸入規制措置の中に含まれているわけでございます。

2014年、事故から3年以上経過する現在においても、今なお多くの国、地域から多くの証明書の提出、添付が求められておりまして、これにつきましては国が主体となって証明書の発行業務を行っているといったところでございます。

これはなぜ、国が行っているかといった点でございますけれども、大きく2つの理由があると考えてございます。

1つは原発事故発生後、我が国の食品に対して、非常に海外の一般消費者の信頼性が著しく損なわれたわけでございますけれども、海外の消費者からすればいわゆる日本産、国産に対する信頼が失われたわけございまして、ここの信頼を回復するためには、やはり国という行政機関が責任を持って食品の安全性を証明することが適当であろうという考え方がございました。これが1つの大きなところでございます。

2つ目は経緯の問題があらうかと思っております。

農林水産品につきましては事故発生後、当面の対応といたしまして、とにかく事故後も輸出しなければいけない、かつ何らかの証明書を添付しなければいけないという事情が生じたので、当面の対応といたしまして、まずは各都道府県で証明書の発行業務を行っていただきました。

ところが、いざやってみると大変な業務ございまして、例えば産地証明といった証明書がございまして、これも輸出業者が物を出す際に、その出そうとする物がどこでつくられたのかといったことを確認するわけですが、これもどこの産地でつくられ、その後どういう流通業者の手を経て輸出業者の手に渡ったのかといったところの裏をとって確認しなければいけないといったことで、これが結構大変な手間、労力を要するものでございます。

こういったこともあって、一旦都道府県のほうでやっていただいたわけでございますけれども、全ての都道府県のほうから、やはりこの業務は国のほうで担うべき業務であるということで、速やかに業務を返上したいというかなり強い意向が示されまして、かつ全都道府県から要請書もいただいたといったわけでございます。

こうしたところから、一つはやはり国でやらないといけないといった事情も生じたわけでございます。

もう一つは、輸出の話であります、海外という相手のある話でございます。各都道府



県でいざ発行業務をやったところ、都道府県ごとでばらばらの申請書類、ばらばらの様式が海外に渡っていったといったことをごさしまして、海外からはそういったばらばらの統一されていないものが次々と送られてくるといった事情が生じたわけでございます。

これについて海外から強いクレーム、要請が寄せられまして、何とかここを改善してくれといった要請も相次いだところでございます。

こういった都道府県の業務がかなり大きくなったといったことと、相手のある話。海外から強い意向があったといったことから、やはり国のほうでやるべきだろうという考え方が示されまして、去年の4月から国のほうで統一的な審査基準あるいは統一的な様式を示した上で、証明書の発行業務を行っているといったわけでございます。

以上、申し上げましたように証明書の発行業務というのは相当な業務負担が発生するものでございまして、まず発行業務が本当に行えるかどうかといったことは、まず自治体のほうでそういった体制、能力を備えることができるかどうかといったことも確認する必要がありますかと思っております。

それから、これも繰り返しになりますけれども、やはり相手のある話、輸出先の話でございますので、輸出先からはこういう証明書をくれといった場合に、例えば国だけではなくて各自治体が証明書を出したいという意向を持たれた場合に、本当にその自治体が出される証明書を相手国が受け入れてくれるかどうかといった問題がありますので、ここは非常に乗り越えるべきハードルかなと考えてございます。

仮にこういった条件が満たされるのであれば、自治体のほうで証明書を発行いただくことも十分考えていくべきだろうと考えてございます。

いずれにしましても、農水省はそもそもこの証明書がなくても食品を輸出することができるように環境を整えていきたいと思っております、そこは政府を挙げて働きかけを行っているところでございます。

引き続きどうぞよろしく願いいたします。

簡略でございますが、以上でございます。

○八田座長　どうぞ。

○廣山室長　水産庁の加工流通課で、防疫対策室長をやっております廣山と申します。

今、森下室長のほうからは農産物を中心のお話をされたと思えますけれども、水産のほうでは若干状況が違うものがございますので、それを補足させていただければと思えます。

成田市さんの資料にもありますけれども、水産物につきましては、食品として輸出の際の鮮度落ちをどう抑えるかということが非常に重要なテーマになります。特に水産物は御存じのとおり足が早いという問題がありますので、とにかく東京で全部やっけてはパンクします。

水産庁は御存じのとおり、農林水産本省とは違いまして、地方の出先機関が限定されております。6カ所しかないので、各県にはないとかそういう問題もあって、これはどうしても県の協力なくしては輸出を維持できないという判断がございまして、各国から国で出

すようにしてくれとか国の証明でやってくれと言われても、それでは現実に経済的な影響が出るということで、相当強く交渉した結果多くの国で、まだ都道府県レベルですけれども都道府県レベルだったらいよいよと言ってくれている国が多うございます。

その状況で、先ほど少しお話していましたが業務が大変だということで、うちはやりたくないという県なんかもあるものですから、現在どういう状況になっておりますかと言うと、農林水産省の資料の最後の11ページにございますように国ごと、それから道府県ごとに発行体制が整っていて、向こう側から了解を得られているものというのがマルがついているところがございます。

当然なのですけれども、水産庁は全ての国に対して出せる状況にありますけれども、ほかの国に対して、例えば北海道ですと韓国と中国向けは出せる状態になっています。ただ、シンガポールとかEU向けは出せる状態には今なっていないという形で、こういう形で各県ごとにうちはやりますよと言ってくれたところですか、相手国がうちはその県の証明書でいいですよと言ってくれたところがこういう形で今許可が、ある意味国以外のところが出せる状況になっています。

我々としては、先ほども言いましたように水産物の輸出を外国に対して、和食の中心食材であります魚介類も輸出し続けていくためには、ワンストップと言うのかどうかわからないですけれども、やはり産地なり流通経路のルート上で証明書が出る仕組みがいいだろうということで、各県で希望するところがあればどんどんおろしていきたいと思っていますけれども、先ほど森下のほうからも話がありましたように、相手国があるという問題と、そもそも手を挙げてくれる都道府県がなかったりもするので、その辺でできる限りの対応をしながら、そういう方向に向かって行くように今業務を行っているところです。

幾つかの県で、実は業者からはやってくれと言っているのだけれども、県のほうではやはり体制が組めないの、業者から言ってもできませんと言ってくださいと逆に言ってもらっている県なんかたまにあたりるので、実際に発行業務というのがものすごく労力として非常に多くて、水産庁の中でこんなことを言っただけですけれども、残業時間が一番多いのは国会に対応しているところなのですけれども、2番目に多いのがうちの部下たちなので、その辺も御覚悟があってやっていただけるのであればぜひやっていただきたいというのが正直なところでございます、その辺でそういう方向へ持っていったほうがいいというのが、少なくとも水産物に関して、農産物もそういう面もあると思うのでやりたいとは思いますが、2つの理由でなかなか難しいハードルがあるということは御理解いただいて、できることから一つずつやって行かなければいけないという気持ちで、我々はこの提案を見させていただいている状況でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、成田市さんのほうからお願いします。

○藤田副市長 ありがとうございます。

まず、1点目の人員配置をしてまでやる覚悟があるのかということでございますけれども

も、我々としては国家戦略特区で出して、ワンストップの名乗りを上げている以上、そこは覚悟しているというところがございます。

現行でも6名いる中でそのメンバーも使いつつ、人員プラスアルファで必要に応じた配置をしてやるということは覚悟しております。面倒な業務であるということはよく承知しております。

もちろん我々はいきなりできるかというところではございますので、恥ずかしながら最初だけ何らかの研修をしていただくとか、そのやり方を教えていただくというところはぜひ御協力をいただければと思いますけれども、それはやる覚悟がございます。

2点目ですけれども、海外との協議が前提であることはおっしゃるとおりだと思います。そこについては、また御協力いただければ非常にありがたいと思います。

やり方については、我々は一応移譲という形のを要求させていただいておりますけれども、結論としてワンストップということができればいいと思っておりますので、本当に大胆なことを言えば水産庁さんの印を成田市が押せるなど、事務についての負担は負う覚悟がございますので、本当はレベルが高ければ高いほどいいのだと思いますので、そこはよりよいやり方があれば、そのほうがよろしいのかなとは思っております。

以上でございます。

○八田座長 最終的にはワンストップが目的なのだから、今おっしゃったことをまとめると、市への実質的な権限委譲と、国からの出先への人材派遣の可能性があるとあります。

まず自治体への権限移譲ですけれども、市職員が国で研修を受けて、それなりの実績を積んでからやる覚悟があるとおっしゃる以上、検討してみる必要があるかもしれませんね。水産の場合、県職員がそのような研修を受けているという先例があります。それが1つ。

もう一つは、国が実際にオフィスを持って、ワンストップセンターでやるということはどうですか。そうすると、受けるほうは簡単になります。

要するに、2つの方法があると思うのです。一つは、先ほど副市長がおっしゃったように、国の下請として一種の権限を移譲してもらって、こちらで実務はやるけれども国の証明書が出る。もう一つは、国自身がそこに人を派遣して処理する。そういう2つの方法は、可能性としてはありませんでしょうか。

○森下室長 御指摘ありがとうございます。

2つ御指摘いただいたまず最初の点でございます。

御覚悟があると。ぜひやりたいといった御意向を示されたわけでございますけれども、我々としてももしそういったところがございますたら、我々としてもできるだけノウハウの共有だとか、研修制度だとかそういったことでできるだけ応援をさせていただきたいと思っております。

2点目のいわゆるこちらから出向いてはといった話でございますけれども、ここについても恐らく派遣のコストだとか、そういったいろいろな乗り越えるべきハードルがあるかどうかと思っておりますので、そういった課題、ハードルを整理してこれから考えていきたい

と思っております。

○八田座長 では、全く可能性がないわけではないし、費用負担を成田も考えられるかもしれないし、そういうことも含めてということですね。

○森下室長 はい。

○八田座長 では、水産庁さんも似たようなことでしょうか。

○廣山室長 水産庁は先ほどの表にありましたように、マルがついていない場所をマルで埋めたいという気持ちが実はありまして、もっと言うと都道府県の数には日本にはこんなに少なくないですね。もっといっぱいあるのですけれども、千葉県は入っていないくて、千葉県は実はここで言っているのかわからないのですけれども、国がやるべきだという先頭から2番手か3番手ぐらいに立っていた人たちなので余り言いたくないのですけれども、そういった形でマルを埋めていくために各県にやりませんかということなども話していきまして、実は中国につきましては、現在マルが水産庁のほかに3つしかないのですけれども、これをふやすために今各県に照会をした上で、向こうへの申し入れをする準備をしているところですよ。

ただ、残念なことに千葉県という地域が、中国は輸入停止の状態なものですから、ここは登録しましても、向こうでここからは来ないはずだよと言われて終わりにしてしまうので千葉県は中国に関しては登録できないのです。同じような話が韓国についてあります。中国、韓国はそういう意味でだめですし、台湾もだめです。この間森田知事が行って解放を求めたぐらいなので、とまっています。

そういう意味でアジアの大きい国は難しく、ただ、シンガポールだとか、ベトナムだとか、マレーシアだとかは出せるので、そういうところについて、必要であれば〇はつくようにしていきたいと思っています。

シンガポールは、確か今マルがついてないと思いますので、ついてるところが少ないと思いますので、そこにはマルをつけられるように協力していきたいと思っていますので、そのために必要な御協力をさせていただければと思いますし、その方向へ行くのであれば、多分我々としても協力できると思っています。

○八田座長 わかりました。

以上が権限移譲に関する可能性だと思います。

もう一つは、国がワンストップセンターで出張所をつくるというようなことはできないですか。

○廣山室長 費用負担というか人員配置の問題も含めて、実は我々のところでは先ほど残業時間の話もしましたけれども、スタッフ5名で1年間に2万件ほどの証明書を出しています。

そういう意味では、単純計算ではありますけれども、1人当たり4,000件出している。決済ルートの問題だとかも含めて、どの程度この場所で件数が出るのかによって、それこそ1年間に1,000件しかないところに1人割けるのかという問題も含めて議論はしないとい

けないと思いますけれども、方法の一つとして考えられるものだと理解しております。

○八田座長 もう一つは、成田市が研修に人を派遣した上で、国の証明書を成田市の職員が実質的に同じことをやって証明書を出すというような下請ですね。でも証明書自体はちゃんと国のものになるということは可能でしょうか。

○廣山室長 結局それは向こうの政府がどういうふうを受けとめるかという問題と、水産庁名の証明書を成田市を出すというのが公文書の管理上どういう問題があるかというところを整理する必要があると思いますけれども、そういう問題をどうクリアするかが、答えが出るのであれば、可能性として否定しないということになると思うのです。

○八田座長 成田市の職員を出向させて、その水産庁のオフィスがここにある、水産庁が出すということもあり得るかもしれないですね。

○廣山室長 そうですね。その辺はどこまでが世の中の的にありなのかというのは別にして。

○八田座長 わかりました。そうすると、いろいろ検討していただく余地があるように思うのですが、これはどういうふうにしましょうか。事務的にもいろいろと可能性を詰めていただくということになるけれども。

○藤原次長 きょうの議論を受けて、自治体もまた何を最終的にお願いするのかという話を詰めていただいて、逆に役所もどういったことが協力できるかというのを整理をします。

○八田座長 いつまでに検討して結論を得るといような形の結論とすればいいと思います。

それでは、ほかにございませんでしょうか。委員の方々よろしいでしょうか。

どうも、お忙しいところありがとうございました。